

「ほしょう」という言葉

ワープロを使って「ほしょう」と入力し漢字変換すると「保証」・「保障」・「補償」などが候補としてあがる。「保証」とは法律上賠償の責任を負うこと。「保障」とは生きるための権利、自由、安全を守ること。そして「補償」とは災害等の損害を償うこと。水産業界でこれらをキーワードとして使うなら、「 さんが新造船を建造するがお金の借入で身元保証が必要だ。でも、あんな船で外洋に漁に出たら命の保障はない。時化で漁に出られないときはなんらかの補償があるのか？」という具合に作文すればいいだろう。

今年は何の「ほしょう」も重要なキーワードである。3月11日、東日本を襲った大地震、それに伴い発生した福島第一原発の事故、さらに風評被害、どの事象も漁業には暗い影を投げ落とすものばかりであった。

さて、この4月から「資源管理・漁業所得補償制度」が走り出した。まさに「ほしょう」そのものである。入り口が資源管理、出口が漁業共済による沿岸漁業者の所得を安定化させるための仕組みである。資源管理により、休業、休漁して所得が低下した場合、その分を共済金で補填しますよという制度である。制度運用にあたり、事前に漁業種あるいは漁業魚種別に資源管理指針や計画を定め、それに沿って操業の後、一定の所得額を下回った時に補償がされることになる。この制度、「強い者勝ち」の資本主義の国では少々異例の制度と思われるが、農業や漁業が国民の胃袋を支えているという点でどうしても必要な救済措置であると云える。しかし、一方で救済、しかし、一方で自由貿易化といったまったく一次産業について逆の政策があるのも事実である。

ところで、本県の漁業種は伊豆から浜名湖まで多岐に及ぶ。採貝藻、一本釣漁業からまき網漁業、漁業種類の垣塙といっても過言で無い。漁業所得制度の恩恵に与れる漁業者は決してすべてでないが、特に伊豆に見られる漁業権漁業や小釣り漁業では資源管理手法や共済への加入要件等において、運用に厳しさがあることを否めない。

漁業を安定継続させるために有益な制度やスキームは確かにある。しかし実際に有効に発動されているものは僅かだ。現場は何を望んでいるのか？行政と漁業者を繋ぐ糸はしっかりと張り巡らされているのか？現場の声は上に届いているか？かつては水試の職員が現場を回りながら、直面する問題を解決するために、どのような政策の活用が有効かを考え、叱咤し、叱咤されつつ、行政の橋渡しをしていたはずである。

今、我々は浜の「歩哨」であることを忘れてはならない。

(高瀬 進)